

2024年12月分以降（赤字が修正部分）

P. 57

② 投資額（拠出額）の制限

厚生年金基金や確定給付年金がない企業に勤務している場合、マッチング拠出の限度額は、事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額とマッチング拠出金額の合計で55,000円／月である。一方、厚生年金基金や確定給付年金がある企業に勤務している場合には、マッチング拠出の限度額は、事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額とマッチング拠出金額の合計で月額55,000円からDB等他制度掛金相当額を控除した額となっている。

P. 60

図表3-13 iDeCoの拠出限度額

加入者の属性		拠出限度額
国民年金第1号被保険者（自営業者等）または、国民年金任意加入被保険者（注）		68,000円／月 ※国民年金基金の掛金、または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それらの額を控除した額
者 厚 生 年 金 保 険 の 被 保 険 者	確定給付型の年金及び企業型DCに加入していない場合（公務員を除く）	23,000円／月
	企業型DCのみに加入している場合（マッチング拠出者を除く）	20,000円／月 ※企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額が55,000円の範囲内
	確定給付型の年金のみ、または確定給付型の年金と企業型DCの両方に加入している場合（マッチング拠出者を除く）	
	公務員	
国民年金第3号被保険者（専業主婦（夫）等）		23,000円／月

（注）60歳以上65歳未満の居住者及び20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の納付済期間が480か月に達しておらず、国民年金に任意で加入した者
（出所）国民年金基金連合会「iDeCo公式サイト」を元に筆者作成